

弁護士会照会に対する報告拒絶と弁護士会の対抗手段

星野 豊

- ・名古屋地判平成25年10月25日平成23年（ワ）7490号
- ・名古屋高判平成27年2月26日平成25年（ネ）957号
- ・最3小判平成28年10月18日平成27年（受）1036号
- ・名古屋高判平成29年6月30日平成28年（ネ）912号
- ・最2小判平成30年12月21日平成29年（受）1793号

近時、最高裁は、弁護士会照会に対して報告拒絶をした照会先に対する、弁護士会からの報告義務確認請求を却下する判決を下した（最2小判平成30年12月21日平成29年（受）1793号。以下、「第2次上告審判決」という）。

この事件は、弁護士会照会により報告を求めた弁護士会と、照会先であり報告拒絶をした郵便事業者とが数年にわたって争ってきたものであり、同判決の約2年前に最高裁が下した、最3小判平成28年10月18日平成27年（受）1036号（以下、「第1次上告審判決」という）と併せて、弁護士会照会に対して報告拒絶が行われた場合に、弁護士会には現行法上対抗手段が存在しないことを、実質的に判示するものであり、今後における弁護士会照会における立法論を加速させる契機となると考えられる。

私は、かつて、本件に関連して、弁護士会照会制度には、情報管理者を報告義務と情報保護義務との間で困難な状況に置かせることとなる問題点を指摘し、情報管理者の免責と情報開示の強制との均衡を考慮した、新たな制度を設計すべきであるとの論稿（以下、「前稿」という）を公表したことがある¹。本稿は、前稿公表当時下されていなかった第2次上告審判決に対する論評と共に、前稿で十分論ずることができなかったいくつかの問題点について、現時点で改めて検討を加えるものである。

【事実関係】

本件の当事者は、弁護士会照会を行ったX弁護士会、弁護士会照会を受けた郵便事業者であるY社、及び、本件弁護士会照会を申し出た弁護士の依頼者である個人Zである。Zは、訴外事業者Aとの間で行った未公開株式取引が詐欺であったとしてAに対して損害賠償を求め、AがZに対して200万円を支払う旨の和解を成立させたが、Aは、Zに和解金を支払うことなく、事務所を引き払って行方が分からなくなった。

そこでZの代理人弁護士BはX弁護士会に、Y社の保有するAの転居届に記載されたAの転居先を報告するよう申し出、X弁護士会はこれを承けて、Y社に対して転居届に関する情報として、(ア)A宛ての郵便物についての「転居届」の提出の有無（本件照会事項1）、(イ)「転居届」の届出年月日（本件照会事項2）、(ウ)「転居届」記載の新住所（居所）（本件照会事項3）、及び、(エ)「転居届」記載の新住所（居所）の電話番号（本件照会事項4）、の提供を求めた。これに対し、Y社は、①転居届に記載された転居先情報は、郵便法上の「信書の秘密」に該当する、②弁護士会照会に応じて転居先情報を開示すると、Aから損害賠償を請求されるおそれがある等として、情報の提供を拒絶した。

X弁護士会及びZは、Y社に対し、報告を拒絶したことが不法行為に当たるとして損害賠償の支払を請求した。また、X弁護士会は、第1次控訴審段階で、Y社が弁護士会照会に対して報告義務があること

1 星野豊「弁護士会照会と情報の保護」情報ネットワーク・ローレビュー16巻1頁（2018年）。

の確認を、予備的請求として追加した。

【第1審判旨】

X 弁護士会及び Z の請求をいずれも棄却。

「本件においては、Y 社が郵便法 8 条 2 項に基づく守秘義務を負っている本件照会事項について、X 弁護士会が 23 条照会をしたことの結果として、Y 社における上記守秘義務と公法上の報告義務とが衝突しており、これをいかに解すべきかが問題となる」が、「23 条照会の制度趣旨からすれば、同制度には、国民の権利救済の実現に資するという司法制度の根幹にかかわる公法上の重要な役割が認められているというべきであり、このような 23 条照会の役割の重要性に鑑みれば、これに対する報告を拒む「正当な理由」は、相手方が法律上の守秘義務を負っていることだけで一律に又は原則として認められると解することは相当でなく、照会事項のそれぞれについて、当該事項に係る情報の秘匿性の程度や、国民の権利救済の実現のために報告を受ける必要性の程度等を踏まえた利益衡量によって、拒絶することに正当性が存するかどうか判断されるべきである。」そして、「本件照会によって報告を求められた情報の秘匿性の程度や、報告の必要性の程度に照らせば、Y 社が本件照会事項（ア）ないし（ウ）について報告すべき義務は、これらについて Y 社が負うべき守秘義務に優越すると解するのが相当であり、本件照会事項（エ）についても、少なくとも他に A の現在の住所を知るための適切な手段が存しない場合には、これを報告すべき義務が守秘義務に優越すると解する余地がある。したがって、本件照会事項の全部について報告を拒絶した Y 社の対応には、正当な理由を欠くところがあったといわざるを得ない。」

しかしながら、「Y 社に不法行為責任が認められるためには、更に進んで Y 社の故意又は過失等の要件を満たすことを要する」ところ、「そもそも Y 社は、郵便法上、「信書の秘密」（郵便法 8 条 1 項）及び「郵便物に関して知り得た他人の秘密」（郵便法 8 条 2 項）についての守秘義務を負っており、「信書の秘密」を侵した場合には 2 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金という重い罰則が科せられることとなる。そして、本件照会事項についての報告が「信書の秘密」に関わるものであるかどうかは、報告を拒絶する正当な理由の存否の判断に影響するものと考えられ、それゆえに当裁判所も……これを詳細に検討したものであるが、「信書の秘密」の対象範囲について、これを直接に判断した最高裁判例は存しない。加えて、「郵便物に関して知り得た他人の秘密」を侵したにすぎない場合であっても、Y 社は、当該秘密に係る情報を不当に報告することで守秘義務違反を理由に利用者から法的責任の追及を受ける立場にある。」そして、「本件においては、Y 社に課せられた守秘義務と報告義務とが衝突しているところ、このうちいずれの義務が優越すると解すべきかについては既に判示したとおりであるが、その判断は、弁護士法や郵便法等の関連諸規定の趣旨を踏まえた解釈を前提とし、各照会事項ごとに情報の秘匿性の程度や報告を受ける必要性の程度等を踏まえた利益衡量に基づく微妙な判断とならざるを得ないから、その判断が事後的に誤りとされたからといって、直ちに過失があるとするのは酷であり、」
「本件において、郵便法 8 条 2 項の守秘義務を負っている Y 社が本件照会に対して報告できない旨の回答をしたことに相応の事情が存したことは否定できず、Y 社に過失があるとまではいえないというべきである。」

【第1次控訴審判旨】

X 弁護士会について 1 万円の損害賠償請求認容。Z について控訴棄却。

「23 条照会の制度は、事件を適正に解決することにより、国民の権利を実現するという司法制度の根幹に関わる公法上の重要な役割を担っているというべきである。そうすると、照会先が法律上の守秘義務を負っているとの一事をもって、23 条照会に対する報告を拒む正当な理由があると判断するのは相当でない。Y 社は、郵便法 8 条 2 項の守秘義務が、憲法 21 条 2 項後段を受けて定められていることを殊更に強調するが、国民の権利の実現や司法制度の適正な運営もまた、憲法上の要請にほかならないのである。したがって、報告を拒む正当な理由があるか否かについては、照会事項ごとに、これを報告することによって生ずる不利益と報告を拒絶することによって犠牲となる権利を実現する利益との比較衡量により決せられるべきである。」

「本件照会の目的は、Z が A に対し強制執行（動産執行）をするため、A の住所を知ることにあると認められる。そして、動産執行を申し立てるに当たっては、債務者である A の住所を明らかにする必要があるところ……、当時、A は、

住民票上の住所には居住していなかったのである。そうすると、本件照会に対する報告が拒絶されれば、Zは、司法手続によって救済が認められた権利を実現する機会を奪われることになり、これにより損なわれる利益は大きい。そして、本件照会事項（1）ないし（3）は、転居届の有無及び届出年月日並びに転居届記載の新住居所であり、強制執行（動産執行）をするに当たり、これを知る必要性が高いといえる。」「これに対し、本件照会事項（4）は、新住居所の電話番号であるところ、これを知れば、さらに通信事業会社に照会するなどして、住居所についての情報を取得することができる可能性があるとしても、住居所を知る手段としては間接的なものである。そして、B弁護士において、過去にAの電話番号を知っていたのであれば（……B弁護士は、別件訴訟の和解の際にAと対面しているから、これを知る機会が全くなかったわけではないといえる。）、これに基づいて照会をすべきである。他方、これまで知らなかったのであれば、上記のような手段としての間接性からしても、Aの電話番号を知る利益について、Y社の守秘義務に優先させるのは相当でない。本件照会事項（1）ないし（3）について報告を求めている本件照会において、さらに同（4）について報告を求める必要があったということとはできない。」

「23条照会について、照会先は、照会事項ごとに、これを報告することによって生ずる不利益と、報告を拒絶することによって犠牲となる権利を実現する利益とを比較衡量した上で、対応を判断すべきであるといえる。ところが、……Y社は、〔東京高判平成22年9月29日平成21年（ネ）4150号〕を受けて社内で検討をした結果、転居届に係る23条照会について一律に報告しないとの方針を決定し、同方針に基づいて、本件照会事項についても報告をしなかったものである。そうすると、Y社については、上記のような比較衡量をしなかった以上、通常尽くすべき注意義務を尽くすことなく、漫然と本件拒絶をしたと評価し得るところである。」また、「守秘義務と報告義務との優劣について、判断することが困難な場合があることは予想されるが、23条照会に当たっては、一般に、照会先に対し、問い合わせをする弁護士が明らかにされているとうかがわれる。本件照会書にも、X弁護士会の23条照会担当の直通電話番号が記載されているし、本件申出書には、B弁護士の事務所の電話番号やファクシミリ番号が記載されていたのである。したがって、Y社は、照会の必要性等に疑義があれば、その点について確認することもできるのである。23条照会は、公益のためとはいえ、照会先に対し、突然、予定外の事務処理上の負担を掛けるものであるし、Y社においても、これを避けたいとの考慮が働くことは理解できないわけではない。しかし、このような事情を理由として、公法上の義務である23条照会に対する報告義務を怠ることは、その義務の重要性からして許されるべきではない。照会先の負担の軽減等については、弁護士会による制度の適切な運営やY社を含めての協議や申合せをすることなどによって解決されるべきである。」

「23条照会については、基本的人権を擁護し社会正義を実現するという弁護士の使命の公共性がその基礎にあると解されるのであり、これを依頼者の私益を図るために設けられた制度とみるのは相当でない。そして、23条照会の申出があった場合、弁護士会は、その権限に基づいて、適切と判断した場合にのみ照会をするところ、依頼者は、弁護士会に対し、23条照会をすることを求める実体法上の権利を持つものではないと解される。そうすると、23条照会に対する報告がされることによって依頼者が受ける利益については、その制度が適正に運用された結果もたらされる事実上の利益にすぎないといふべきであ」り、Zの損害賠償請求は認められない。他方、「X弁護士会の無形損害は、本判決において、本件拒絶について、正当な理由がなく、Y社の不法行為を構成すると判断されることにより、相当程度回復されるものと考えられる。そして、この点を含め本件における一切の事情を考慮すれば、X弁護士会の損害については、1万円と認めるのが相当である。」

「本件確認請求については、主位的請求である損害賠償請求が全部棄却である場合の予備的請求であることが明らかである。したがって、X弁護士会の主位的請求を一部認容する本判決において、本件確認請求について判断する必要はないものである。」

【第1次上告審判旨】

Y社の損害賠償責任を認めた点について原判決破棄、控訴棄却。X弁護士会による報告義務確認請求について差戻²。

2 なお、第1次控訴審判決に対するその他の上告及び上告受理申立については、全て、上告棄却及び上告不受理決定が下されている。最決平成28年7月12日平成27年（オ）823号・平成27年（受）1035号（Zによる、裁判を受ける権利等を主張したもの）、最決平成28年7月12日平成27年（オ）824号（Y社による、信書の秘密の保護を主張したもの）、最決平

「23条照会の制度は、弁護士が受任している事件を処理するために必要な事実の調査等を行うことを容易にするために設けられたものである。そして、23条照会を受けた公務所又は公私の団体は、正当な理由がない限り、照会された事項について報告をすべきものと解されるのであり、23条照会を行うことが上記の公務所又は公私の団体の利害に重大な影響を及ぼし得ることなどに鑑み、弁護士法23条の2は、上記制度の適正な運用を図るために、照会権限を弁護士会に付与し、個々の弁護士の申出が上記制度の趣旨に照らして適切であるか否かの判断を当該弁護士会に委ねているものである。そうすると、弁護士会が23条照会の権限を付与されているのは飽くまで制度の適正な運用を図るためにすぎないのであって、23条照会に対する報告を受けることについて弁護士会が法律上保護される利益を有するものとは解されない。」「したがって、23条照会に対する報告を拒絶する行為が、23条照会をした弁護士会の法律上保護される利益を侵害するものとして当該弁護士会に対する不法行為を構成することはないというべきである。」

「以上説示したところによれば、X 弁護士会の主位的請求は理由がなく、これを棄却した第1 審判決は正当であるから、上記部分につき、X 弁護士会の控訴を棄却すべきである。X 弁護士会の予備的請求である報告義務確認請求については、更に審理を尽くさせる必要があるから、本件を原審に差し戻すこととする。」

【第2次控訴審判旨】

A による転居届の提出の有無、転居届の届出年月日及び転居届記載の A の新住所（居所）について、報告義務確認請求認容。

「弁護士法23条の2が、23条照会制度の適正な運用を図るために、照会権限を弁護士会に付与し、権限の発動を個々の弁護士の申出に係らせつつ、その申出が23条照会の制度趣旨に照らして適当であるかについて、弁護士会の自律的な判断に委ねたものと解されることは上記のとおりであり、弁護士会の照会権限は、飽くまでも制度の適正な運用を図るためにすぎないことから、照会先の報告拒絶に対し、弁護士会が独自の損害を被ったと主張してその賠償を受けることができる法律上の利益を有するものではないと解される。しかしながら、23条照会を受けた公務所又は公私の団体は、公法上の報告義務を弁護士会に対して負い、23条照会を拒絶する照会先に対して報告を促す権限と責務を負うのは弁護士会であるから、23条照会に対する報告義務の存否をめぐる紛争の主体は、弁護士会と照会先であるというほかない。そして、上記のとおり、23条照会制度は、弁護士が事件を適正に解決することにより国民の権利を実現し、弁護士の受任事件が訴訟事件となった場合には、当事者の立場から裁判所の行う真実の発見と公正な判断に寄与する結果をもたらすという公益を図る制度として理解されるべきであることに加え、照会先には公法上の報告義務が生じ、正当な理由がない限り、報告を拒絶することはできないと解されることに照らせば、報告義務の存否（拒絶する正当な理由の有無）に関し、弁護士会と照会先の判断が食い違った場合でも、常に照会先の判断が優先されるならば、結局のところ、23条照会に対する報告の拒絶を自由に許す結果を招くことになり、我が国の司法制度の円滑かつ適正な運営に寄与している23条照会制度がその使命を果たすことは困難となる。また、照会権限を付与された弁護士会は、23条照会制度の適正な運用を図る責務を負っているというべきであるから、23条照会制度の使命を実現することができるか否かについては、制度の存続にもかかわる重大な利害関係を有しているといえる。そうすると、23条照会制度の趣旨及び弁護士会に課せられた責務に照らせば、弁護士会が23条照会制度を適正かつ円滑に運営し、その実効性を確保することは、法的に保護された弁護士会固有の利益であるということができるとともに、報告義務の存否（拒絶する正当な理由の有無）に関し、弁護士会と照会先の判断が食い違った場合には、司法判断により紛争解決を図るのが相当であると解される。」

「もっとも、X 弁護士会が本件確認請求の認容判決を得たとしても、結局のところ、Y 社の任意の履行に委ねるしかないことは上記のとおりであり、そのような強制力を背景としない確認の訴えを認めることが相当であるかという問題もあろう。しかしながら、本件照会に対する Y 社の報告義務の存否について現に紛争が生じている上、そもそも本件照会は、A に対する強制執行手続を行うために必要不可欠な同人の住居所を把握して、訴訟上の和解に基づく Z ないしその訴訟承継人の権利の実現を図るという司法制度の実効性に関わる照会であるから、かかる紛争に対する司法判断が認められないという結論は相当とは解されない。しかも、Y 社の任意の履行に委ねるしかないとはいっても、認容判決がされれば、その履行の蓋然性が見込まれる上、本件照会に対する報告に関し、A からの損害賠償請求も阻止することがで

成28年7月12日平成27年（受）1037号（X 弁護士会による、慰謝料の増額と弁護士費用を求めたもの）。

きることに照らせば、本件紛争をめぐる問題の抜本的解決につながるということができる。そうすると、強制力を背景としないからといって、本件訴えを否定する理由はない。」

「本件照会の目的は、ZがAに対し強制執行手続（動産執行）をするため、Aの住居所を知ることにあつたと認められる。そして、……本件照会事項①ないし③は、転居届の有無及び届出年月日並びに転居届記載の新住居所であり、強制執行手続（動産執行）をするに当たり、これを知る必要性が高いといえる。」「これに対し、本件照会事項④は、新住居所の電話番号であるところ、これを知れば、さらに通信事業会社に照会するなどして、住居所についての情報を取得することができる可能性があるとしても、住居所を知る手段としては間接的なものである。」「しかも、動産執行を申し立てるに当たって、債務者の電話番号は記載事項とはされていない……。そうすると、本件照会事項①ないし③について報告を求めている本件照会において、さらに同④について報告を求める必要があつたということとはできない。」

【第2次上告審判旨】

原判決破棄、確認請求却下³。

「弁護士法23条の2第2項に基づく照会（以下「23条照会」という。）の制度は、弁護士の職務の公共性に鑑み、公務所のみならず広く公私の団体に対して広範な事項の報告を求めることができるものとして設けられたことなどからすれば、弁護士会に23条照会の相手方に対して報告を求める私法上の権利を付与したものとはいえず、23条照会に対する報告を拒絶する行為は、23条照会をした弁護士会の法律上保護される利益を侵害するものとして当該弁護士会に対する不法行為を構成することはない〔最3小判平成28年10月18日平成27年（受）1036号民集70巻7号1725頁〕。これに加え、23条照会に対する報告の拒絶について制裁の定めがないこと等にも照らすと、23条照会の相手方に報告義務があることを確認する判決が確定しても、弁護士会は、専ら当該相手方による任意の履行を期待するほかはないといえる。そして、確認の利益は、確認判決を求める法律上の利益であるところ、上記に照らせば、23条照会の相手方に報告義務があることを確認する判決の効力は、上記報告義務に関する法律上の紛争の解決に資するものとはいえないから、23条照会をした弁護士会に、上記判決を求める法律上の利益はないというべきである。本件確認請求を認容する判決がされればY社が報告義務を任意に履行することが期待できることなどの原審の指摘する事情は、いずれも判決の効力と異なる事実上の影響にすぎず、上記の判断を左右するものではない。」

「したがって、23条照会をした弁護士会が、その相手方に対し、当該照会に対する報告をする義務があることの確認を求める訴えは、確認の利益を欠くものとして不適法であるというべきである。」また、「原審の判断のうち本件確認請求の一部を棄却した部分にも、判決に影響を及ぼすことが明らかな法令の違反がある。」「以上によれば、原判決の全部を破棄し、本件確認請求に係る訴えを却下すべきである。」

【研究】

本件は、弁護士会照会に対する拒絶を頻発していたY社に対し、照会をした弁護士会自身が提訴した事案であるが、第1次及び第2次の両最高裁判決によって、弁護士会が報告拒絶をした照会先に対して現行法上講じうる手段が実質的に存在しないことを、明らかにしたものと考えられる。

第2次上告審が上告受理決定により取り上げた報告義務の確認請求に係る訴えの利益について、X弁護士会は、第2次上告審に提出した反論書において、報告義務の確認請求に訴えの利益がないのであれば、第1次上告審の段階で当該請求は却下されている筈であり、第1次上告審が当該請求に係る審理を原審に差し戻したことは、報告義務が存在することを前提としたうえで、本案の審理を原審に委ねたものと考え

3 なお、Y社からの信書の秘密の優越等を主張した上告については、上告棄却決定が下されている。最2小決平成30年10月3日平成29年（オ）1461号。また、上告受理決定においても、Y社が上告受理申立理由のうち、最高裁が取り上げたものは、X弁護士会による報告義務確認請求には第1次上告審判決及び弁護士法23条の2の規定に照らして訴えの利益がない、と主張する部分のみであり、その他の上告受理申立理由（本件は公法上の訴えであり、確認請求の追加的変更についてはY社の承諾が必要である、との主張、及び、郵便法8条2項によりY社には郵便に関する守秘義務がある以上報告拒絶には正当性がある、との主張）は、いずれも排除されている（最2小決平成30年10月3日平成29年（受）1793号）。

るべきであると主張しており⁴、私自身も、前稿において事実上同旨の予測に基づき、今後は報告義務確認訴訟が増加するものと予測したが、第2次最高裁判決によって、当該予測は修正せざるを得なくなったことが明らかである。

また、本件の第1審及び第1次控訴審を含む、本件前の従来の裁判例の動向からすると、弁護士会に対して照会を行った依頼者本人及び代理人弁護士も、報告拒絶をした照会先に対して損害賠償を求めることはできず、また、弁護士法上の報告義務はあくまで照会を行った弁護士会に対して生ずるものであって依頼者本人や代理人弁護士に対するものでない以上、報告義務の確認を求めることもできないものと考えられる⁵。従って、今後における実務の対応としては、本件のように前訴で責任追及を行う場合には、早期の段階で仮処分等の措置を講じておくほかないように思われるが、かかる措置は和解成立の阻害要因となる可能性も高いことが明らかであり、刑事告訴と同時並行させて弁護士会照会に対する照会先からの任意の報告を事実上促すほかないかもしれない。

本件を含む従来のほとんどの裁判例では、弁護士会照会が、訴訟当事者が裁判を円滑に遂行するために必要な情報の提供を求めるもので、その公益的意義は大きいことが、ほぼ一貫して判示されているにもかかわらず、報告拒絶に対する制裁がないことから、報告拒絶をした照会先に対して民事上講ずることのできる手段が現行法上ないことは、理論的に見ても実務的に見ても、制度設計として問題があることが明らかである。しかしながら同時に、前稿でも指摘したとおり、現行の弁護士会照会制度は、弁護士会が弁護士法上の義務として報告を強く求める一方で、弁護士会照会に応じて情報を開示した照会先である情報管理者は、当該情報の本人から情報保護の義務に反したとして責任追及を受ける虞に晒されるわけであり、かつ、弁護士会も依頼者本人も代理人弁護士も、情報管理者の当該情報の本人に対する責任を引受けることがないという、極めて深刻な問題点を抱えていることが明らかである⁶。

そして、かかる問題を解決するための立法的手段としては、現行法上未だ存在していない2つの制度、すなわち、①弁護士会照会に対して、情報管理者が報告を行うことについて異義を述べた場合に、第三者機関としての裁判所が、当該個別案件について、当該情報の利用目的との関係で情報管理者が開示すべき

4 また、X弁護士会は、第1次上告審における岡部裁判官と城内裁判官の補足意見を引用し、両意見においても報告義務確認請求が適法であることが前提とされたうえでの議論であると主張している。但し、第1次上告審の法廷意見の行った判示を厳密に検討すると、確かに第1次上告審は、Y社に報告義務があるとは全く述べておらず、ただX弁護士会には損害賠償請求を行うための法律上の利益がないとしたのみであり、損害賠償請求に対してほとんど第1次控訴審で審理されることのなかった報告義務確認請求については、適法性に係る判断を下すためになお両当事者による主張を展開させる必要があると考えたとの解釈も、現段階から見れば成り立ちえないではない。その意味では、本件に対して今後展開されるであろう多くの判例評釈の中では、最高裁が小法廷ごとに判断が異なっていると考える解釈と、最高裁として第1次第2次両上告審判決を通じて一貫した判断を下したとの解釈とが、激しく対立する可能性があるように思われる。

5 大阪地判平成18年2月22日平成15年(ワ)4290号、その控訴審である大阪高判平成19年1月30日平成18年(ネ)779号、その上告審である最決平成20年11月25日平成19年(オ)669号・平成19年(受)769号(預金者情報)。東京地判平成21年7月27日平成20年(ワ)35979号、その控訴審である東京高判平成22年9月29日平成21年(ネ)4150号(転居届)。東京地判平成22年9月16日平成21年(ワ)20256号、その控訴審である東京高判平成23年8月3日平成22年(ネ)6527号(預金記録)。第1審は請求を一部認容したが、控訴審で取消・請求棄却)。東京地判平成24年11月26日平成24年(ワ)8757号、その控訴審である東京高判平成25年4月11日平成24年(ネ)7990号・平成25年(ネ)1019号(預金口座情報、第1審は報告義務の確認を認めたが、控訴審で取消、却下。損害賠償請求は第1審控訴審とも棄却)。福岡地判平成25年4月9日平成24年(ワ)1549号、その控訴審である福岡高判平成25年9月10日平成25年(ネ)505号・672号(船員保険情報)。名古屋地判平成25年2月8日平成23年(ワ)6962号、その控訴審である名古屋高判平成25年7月19日平成25年(ネ)212号(クレジットカード情報)。東京地判平成26年7月22日平成26年(ワ)2803号、その控訴審である東京高判平成26年12月25日平成26年(ネ)4549号(信用情報)。東京地判平成26年8月7日平成26年(ワ)2804号、その控訴審である東京高判平成26年12月24日平成26年(ネ)4788号(信用情報)。東京地判平成27年3月18日平成26年(ワ)27779号(貨料引落口座情報)。東京地判平成27年3月27日平成26年(ワ)27949号(貨料引落口座情報)。

6 詳細については、前稿「2.2 情報開示による不法行為責任」の項参照。関連する裁判例として、最判昭和56年4月14日昭和52年(オ)323号民集35巻3号620頁、岡山地判平成11年4月8日平成9年(ワ)1108号、その控訴審である広島高岡山支判平成12年5月25日平成11年(ネ)119号、その上告審である最決平成12年10月19日平成12年(受)1165号(銀行が預金情報を開示した事例)、京都地判平成25年10月29日平成25年(ワ)579号、その控訴審である大阪高判平成26年8月28日平成25年(ネ)3473号、その上告審である最決平成27年7月21日平成26年(オ)1804号・平成26年(受)2332号及び最決平成27年7月21日平成26年(オ)1803号(税理士が税務情報を開示した事例)がある。

情報の範囲を判断し、かつ、当該事案の関係者である弁護士会と情報管理者との間のみにおいて、裁判所の立会いの下で開示が行われるような非訟事件制度、及び、②弁護士会照会を受けた情報管理者が、照会された情報を開示することについて免責を求めた場合に、当該情報の利用によって利益を受ける申立人弁護士あるいは当該弁護士の依頼者に対して、第三者機関としての裁判所が、当該情報の利用に係る必要性と有用性について審尋を行い、情報管理者が当該情報に係る本人との関係で免責されることを条件として、情報の開示を命ずる非訟事件制度、を新たに設計すべきであり、この前稿における主張の妥当性は、本件の第2次上告審判決によって、より明確になったものと考えられる⁷。

もっとも、上記のような新たな制度を設計する場合には、下記に述べるいくつかの問題点について、十分検討する必要があることが明らかである。

第1に、情報管理者が当該情報に関する本人からの免責を得られるようにするために、依頼者本人、その代理人弁護士、及び当該情報に関する本人との法律関係を、どのように整理すべきかが問題となる。前稿で検討してきたとおり、情報管理者の免責を決定する制度について、迅速かつ情報がみだり第三者に拡散しないことを重視するならば、訴訟よりも非訟手続に依らざるを得ないが、裁判所が情報管理者の免責を定める際に、どこまでの関係者に対して審尋を行うべきかは、場合によっては制度設計を複雑にすることになりかねず、また、情報管理者の免責決定を柔軟に行うことを重視するのであれば、その分手続の遅延が避けられない可能性がある⁸。しかしながら、この関係者に対する手続保障についての合理性と妥当性が保たれるのであれば、情報管理者を免責するための法律構成としては、裁判所の決定ないし命令による法律上の正当性が当該情報開示について認められる以上、仮に当該情報に関する本人に対して不利益ないし損害が生じたとしても、当該情報を開示した情報管理者の行為は、正当行為として違法性が阻却され、不法行為責任を免れるものと考えて差し支えないように思われる⁹。なお、弁護士会照会を求めた依頼者本人や代理人弁護士が、本来必要のない情報開示を弁護士会照会として求めたことが明らかとなった場合には、当該依頼者本人及び代理人弁護士に不法行為責任が生ずることは当然であるが、裁判所が情報開示の必要性について判断を誤った場合に、裁判所が国家賠償責任を負うべきか否かについては、判断の誤りに対する裁判所の責任一般との関係及び均衡を考慮すると、裁判所の故意過失を一般的な故意過失よりも厳密に判断すべきこととなる可能性が高いように思われる¹⁰。

第2に、上記の制度設計に際しては、弁護士会照会に基づく情報開示のほか、裁判所の決定する調査嘱託に対する報告拒絶への対応も、同時に議論されることが望ましい。調査嘱託は、弁護士会照会と異なり、訴訟の審理中に裁判所が審理に必要ないし有益と判断した結果として行われるものである以上、弁護士会照会と比べてなお一層情報の開示に係る公益性が強くなるものと考えられるが、現状においては、調査嘱託についても種々の理由により報告を拒絶する事例が見られるようであり、弁護士会照会に基づく情報開示を実質的に強制する制度を設計するならば、調査嘱託についても同等ないしそれ以上の強制力を持った制度設計が必要となるものと考えられる¹¹。

第3に、裁判制度におけるそもそもの問題として、訴訟当事者や関係者の特定が「実名」及び「実住所」

7 第2次上告審判決は、弁護士会照会に対する報告拒絶に制裁規定が存在しないことを挙げ、弁護士会照会制度は照会先からの任意の情報提供に頼るほかない旨を判示するが、単に罰則規定が存在しないだけで民事上講じうる手段の全てが不適法であるとの議論は、いささか論理に飛躍があるものと言わざるを得ず、照会先からの任意の情報提供に頼らざるを得ない実質的な理由としては、前稿及び本稿で指摘してきた、情報管理者の開示に係る当該情報本人との関係をも含めた法律上の責任関係に配慮したものと考えるべきであるように思われる。

8 特に、本件のように当該情報に関する本人の所在が明らかでない場合に、当該本人に対する「手続保障」を厳格に求めることは、手続の遅延ないし閉塞をもたらすことが明らかであると考えられる。

9 なお、この理論構成は、当該情報が契約関係において生じたものであっても、契約関係以外に基づいて生じたものであっても、同様であると考えられる。

10 裁判所の判断の誤りに関する責任全般については、星野豊「裁判所に対する責任追及訴訟の現状と問題点」末川民法研究2号37頁（2018年）参照。

11 なお、この場合、調査嘱託に基づく情報開示についての情報管理者に対する免責がより問題となることは明らかであり、裁判所の判断に基づいて調査嘱託が行われる以上、調査嘱託の必要性の判断に誤りがあった場合には、かかる判断の誤りに対する裁判所の責任が、弁護士会照会の場合と同等ないしそれ以上に問題となることが予測される。

で行われ、かかる情報が記録閲覧制度を通じて実質的に公開されていること自体の問題を、併せて考慮する必要がある¹²。この問題は、要するに、裁判が当事者及び関係者の個人情報を使用して行われている限り、必ず生ずるものであるため、個人番号制度と合理的に連動した「裁判関係者番号制度」の設計を、やや時間をかけて検討していくべきである。もっとも、従来の個人番号制度が、番号を表に出して個人情報を保護するものというよりも、むしろ個人番号を実質的に秘匿するものとして制度設計及び運用されてしまっている実情に鑑みると、裁判所関係者番号制度を設計する際には、番号制度の原点に立ち還り、番号を以て社会関係を形成させて当該番号を実質的に公開ないし流通させ、当該番号と当該個人に係る個人情報ないし私的情報等とが容易に連動しないものとする制度的配慮を、どのように図るべきかが問題となる。また、この制度設計を行うためには、個人情報を実質的に公開している現在の裁判実務における抜本的な切り替えが不可欠であり、制度の施行前と施行後との間で取扱いの大幅な差異が生ずることも望ましいとは言えないから、かなり長い期間をかけて、段階的に実施していくことが望ましいものと考えられる¹³。

いずれにせよ、本件は、数年という長い時間をかけ、2つの最高裁判決を蓄積させることによって、弁護士会照会制度が持っていた問題点を明らかにしたことに、理論上及び実務上の意義があるものと考えられ、今後における立法論と、そこから派生する問題点とについて、現在以上に議論が行われることを強く期待するものである。

(了)

(人文社会系准教授)

12 もっとも、訴訟記録中に当事者の秘密が含まれ、当該当事者に重大な不利益を与えるおそれがあると裁判所が判断した場合には、記録の全部または一部の閲覧を当事者に限る制度は現行法上存在しているが、かかる制度がどこまで実質的に機能しているかについては、いささか不安がないではない。閲覧制限制度の現状と問題点については、星野豊「民事訴訟記録の閲覧制限と当事者の秘密保護の実効性」末川民事法研究1号1頁(2017年)参照。

13 例えば、現状の実務において現行法の下で工夫できることとしては、当事者や関係者を事件ごとに記号化し、閲覧対象とする部分を当該記号化した書類に誘導すること等が考えられる。但し、準備書面や判決文、各種調書等についてはともかく、証拠についてまで同様の取扱いを行うことには相当の困難と支障が生ずることが十分予測できるから、かかる制度は一朝一夕には設計できるものでないことも認めざるを得ない。